

## 「環境教育」投稿規定の改定と投稿のガイド

学会誌「環境教育」編集委員会

1. 「環境教育」投稿規定は、編集委員会による検討を経て、1997年7月5日の運営委員会で次ページのように改定されました。以下に、改定の要点を示します。

これまでの投稿規定には、原稿における使用言語の指定がないまま、日本語を前提とした規定が並んでいました。今回、使用する言語を日本語と外国語（査読能力の関係で当面英語に限る）としました。

これまでの投稿規程でも論文等の査読に関して規定がありましたが、投稿の多様化に対応して、投稿区分の見直し、査読体制の整備を行いました。

まず、これまでの投稿の種類区分に入らない投稿を掲載するため、「評論」という区分を設けました。これは、「原著・総説」、「報告」等に当てはまらない投稿がしばしばあり、編集委員会として対応に苦慮した状況があり、単に「会員からの手紙」の区分では掲載しにくい量と質を備えたもの、評論・啓発の要素が強いもの等を対象とします。また、「特集」という区分を設けました。これは原則として編集委員会の企画により、大会等におけるシンポジウム等のまとめや、時宜にあったテーマについて、複数の執筆者に依頼するものを対象とします。支部大会におけるシンポジウムについてはこれまでも小規模には掲載したことがありますので、その実績を踏まえています。

「報告」については、これまでも原著論文に準じて査読を行ってきましたが、これを明文化して、本学会誌に掲載された「報告」は査読を経たものであることを明示しました。これらと連動して、投稿の採否に関して編集委員会の位置づけを明確にしました。

これまでの投稿規程でも、引用文献の規定が

ありましたが、投稿のなかにはこの規定に従わないものがしばしばありました。これにはふたつの傾向があります。ひとつは出身専門領域の特性で、本学会誌の規定が使いにくい場合で、今回、本文中で片カッコの番号で示す方式も例外的に認める方向をとりました。ただし、注と引用文献とは明確に区別して使い分けいただきます。もうひとつは、引用文献ではなく、参考文献という書き方をしている場合で、これでは先行研究や出典の引用にならず、それらの位置付けができないし、当然、投稿の位置付けも行われません。学会誌としては、この方式は不適当なので用いません。

2. 投稿の区分は、基本的には投稿者の申告により査読に付されています。しかし、査読・編集の過程で区分変更の必要となる投稿も少なくありません。そこで投稿の種類のうちこのような問題がおこる「原著」「報告」「総説」についてガイドを記しておきます。

「原著」は未発表のものに限り、先行研究を引用して投稿の位置づけを明らかにすること、方法や結果、考察を明確にして、そこで得られた新しい知見がわかるようにすることが必要です。「報告」は、学会誌に報告して文献化しておく価値のあるものです。教育実践の記録等のほか、先行研究の引用が不十分であったり、調査サンプル数が少なく一般化できない事例など、「原著」には至らないものも「報告」とします。「報告」も原則的に「原著」に準じた構成とします。なお、個別の事例などを扱ったものでも、先行研究をしっかりとっておいたり、他地域の事例と比較したりして位置づけを明確にし、方法、結果と考察がきちんとしていれば、「原著」になります。「総説」は、テーマ（分野）につ

いてこれまでの研究の流れがわかるように文献を紹介して当該分野の研究の現段階と今後の方向性を示すものです。

3. 教材化にかかわる原稿の掲載の可否に関して、主として教材化の対象物の研究について、これまで基準がなかったため、査読者の判断にゆだねられて、統一的扱いができていませんでした。その結果、同様の原稿でも掲載が可となったり否となったりしたことがありました。1997年4月27日の編集委員会で議論した結果、次のような基準をつくりました。

たとえば、川の増水とpHの時間的変化についてというテーマの場合、はかたらこうでしたというだけの内容の原稿は、環境関係の他の雑誌に投稿してもらう（本学会誌では不採用とします）、いつはかれば環境教育としてよいかという視点でまとめられていれば掲載可とします。また、環境教育の教科書的にはこれこれとあるが、実際はそうではない（あるいはこうす

れば実用になる）といったものは可。その他、カリキュラムやプログラム案等の「原著」・「報告」は、教育実践と結び付いていることが必要です。教育実践を伴わない提案とか主張だけの場合は、資料とか意見として扱うことになります。

4. 投稿の際の「お願い」（原稿の書き方等）に関すること

- 1) 入力ミスや校正ミスを避け、編集・印刷作業の能率化のため、受理された投稿の消書原稿に原則としてtextスタイルのワープロのフロッピーをつけていただくようお願いします。もちろん、用意のない原稿を排除するものではありません。
- 2) 英文による原稿・要約等は、英語を母国語とする人にみてもらうようにしてください（やってくれる団体の紹介などの斡旋が必要な場合は編集委員会にお問い合わせください）。